

1 用課)

2
3 ▼水資源の大切さについて理解を深めてもらうため、県民に対する各種啓発活動や広
4 報活動を実施します。(くらし・環境部 水利用課)

5
6 ▼渇水による取水制限を極力回避するため、水資源の確保に向けた電力会社、土地改
7 良区、水道事業者等の利水関係者との適宜適切な調整を行います。(くらし・環境部
8 水利用課)

9
10 ▼地下水の保全と持続的な利用の両立を図るため、適切な地下水管理を推進します。
11 (くらし・環境部 水利用課)

12
13 ▼県地下水条例に基づき揚水量の遵守を指導するとともに、アセットマネジメントに
14 よる地下水位計の計画的な更新及び地盤沈下調査への人工衛星画像解析の導入によ
15 り、観測体制を強化し、地下水障害を防止します。(くらし・環境部 水利用課)

16
17 ▼農業用水を安定的に供給するため、老朽化した基幹農業水利施設について、UAV
18 (無人航空機)等の新技術を活用し機能診断の省力化と精度向上を図るとともに、
19 ライフサイクルコストを低減するアセットマネジメント手法の活用により、効率的
20 な更新整備を推進します。(経済産業部 農地整備課)

21
22 ▼生物の営みや県民の様々な活動の維持に必要な河川の正常流量を確保するため、既
23 設の多目的ダムと生活貯水池の適切な管理を推進します。(交通基盤部 河川企画
24 課)

25
26 ▼リニア中央新幹線の整備に伴う大井川の水資源の減少を防ぐため、利水団体、関係
27 行政機関等とともに事業者に対し、水資源の確保を求めます。(くらし・環境部 水
28 利用課)

29
30
31 ・小柱②水道水等の安定供給の確保

32 ■現状と課題

- 33 ➤ 人口減少等による水道料金の収入減に加え、高度成長期に整備された水道施設は老
34 朽化が進んでおり、多くの施設で更新や耐震化が必要となっていることを踏まえ、国
35 の補助制度の活用等について水道事業者を支援し、水道施設の計画的な更新、耐震化
36 を促進する必要があります。

1 **■主な取組**

2 ▼水道事業の基盤強化のため、広域連携のシミュレーション結果等を基に市町と将来
3 の方向性を検討し、水道広域化推進プランの策定と広域連携を推進します。(くらし・環境部 水利用課)

4
5
6 ▼市町に対して安全で安心な水道水を供給するため、浄水施設の水質管理をシステム
7 化します。(企業局 水道企画課)

8
9 ▼水道事業者に対して、水道水源から給水栓までの水質の管理及び施設の適切な維持
10 管理を指導します。(くらし・環境部 水利用課)

11
12 ▼補助制度の活用等について水道事業者を指導・支援し、水道施設の計画的な更新、
13 耐震化を促進します。(くらし・環境部 水利用課)

14
15 ▼地震等の災害時においても安定的に水道水を供給するため、寺谷浄水場などの施設
16 の耐震化を実施します。(企業局 水道企画課)

17
18
19 **(2) 水質・大気等の環境保全**

20 **・小柱①河川等の水質の保全**

21 **■現状と課題**

- 22 ➤ 公共用水域の環境基準は概ね達成されていますが、非達成の地点もあることから、継
23 続的に監視（モニタリング）を実施し環境基準への適合状況を確認していくことが重要
24 です。また、汚染物質の主要な排出源である工場、事業場の自主管理を促進するととも
25 に、排出基準の遵守状況の確認、指導が必要です。富士川については、環境の変化を心
26 配する意見もあることから、山梨県と協力して、豊かな水環境の保全に取り組む必要が
27 あります。土壌環境については、有害物質による人の健康に被害が生じないように、事
28 業者等の指導が必要です。

29
30 **■主な取組**

31 ▼環境基準への適合状況を確認するために、水の汚濁状況等を監視します。(くらし・
32 環境部 生活環境課)

33
34 ▼水質汚濁の大きな発生源となる工場・事業場等の立入検査を実施し、事業者の自主
35 管理を促進するとともに排出基準の遵守の徹底を指導します。(くらし・環境部 生
36 活環境課)

37
38 ▼河川等における化学物質による汚染状況を把握するために、化学物質の残留状況を

1 調査します。(くらし・環境部 生活環境課)

2
3 ▼工場・事業場での化学物質のリスクコミュニケーションを推進するため、P R T R
4 制度に基づく事業者の自主的な化学物質の適正管理を進めます。(くらし・環境部
5 生活環境課)

6
7 ▼山梨県との覚書に基づき、富士川の化学物質等の調査を行うとともに、調査結果に
8 ついて科学的な評価を行い、山梨県や流域市町と連携して、富士川の水環境の保全
9 のために必要な対策に取り組みます。(くらし・環境部 生活環境課)

10
11 ▼土壌汚染の拡大を防ぐため、事業者等の行う届出、調査及び土壌汚染が判明した場
12 合の適切な対処の指導を行います。(くらし・環境部 生活環境課)

13 14 15 ・小柱②大気環境の保全

16 ■現状と課題

- 17 ➤ 大気環境については、概ね環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについ
18 ては非達成となっています。良好な大気環境の保全のためには、監視精度を向上させ、
19 継続的に監視（モニタリング）していくことが重要であり、そのためには、測定機器の
20 メンテナンスや更新を適正な時期で行う必要があります。また排出源である工場、事業
21 場の自主管理を促進するとともに、排出基準の遵守状況の確認、指導が必要です。

22 23 ■主な取組

24 ▼環境基準への適合状況を確認するために、大気汚染状況や騒音等を監視します。
25 (くらし・環境部 生活環境課)

26
27 ▼大気測定局の監視精度を向上させるために、よりきめ細かいメンテナンスや適切な
28 時期での機器更新を行い、監視機器の不具合による観測データの欠測をなくします。
29 (くらし・環境部 生活環境課)

30
31 ▼大気汚染の要因となるばい煙やダイオキシン類等を排出する工場・事業場の立入検
32 査を実施し、事業者の自主管理を促進するとともに排出基準の遵守の徹底を指導し
33 ます。(くらし・環境部 生活環境課)

34
35 ▼環境中のダイオキシン類の汚染状態を把握するため、環境モニタリング調査を実施
36 します。(くらし・環境部 生活環境課)

37
38 ▼工場・事業場での化学物質のリスクコミュニケーションを推進するため、P R T R

1 制度に基づく事業者の自主的な化学物質の適正管理を進めます。(くらし・環境部
2 生活環境課)

3
4 ▼一定規模以上の工場又は事業所の新設又は増設を行う場合には、関係法令に基づく
5 届出の前に、事業者と事前に協議を行い、事業者の環境負荷の低減のための総合的・
6 自主的な取組を指導します。(くらし・環境部 生活環境課)

7
8 ▼アスベスト含有建築物の解体等工事における大気中へのアスベストの飛散防止等を
9 指導します。(くらし・環境部 生活環境課)

10
11 ▼新幹線鉄道騒音等を監視測定し、環境基準を上回る場合には、事業者等に対し、低
12 減化対策を要望します。(くらし・環境部 生活環境課)

13
14 ▼富士山静岡空港周辺地域の環境を保全するため、富士山静岡空港に係る環境監視計
15 画に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策を実施します。(ス
16 ポーツ・文化観光部 空港管理課)

17
18 ▼バイパスの整備や交差点改良など交通流の円滑化に加え、アイドリング・ストップ
19 運動などにより、自動車排出ガスによる大気汚染や騒音の低減を図ります。(くら
20 し・環境部 生活環境課、交通基盤部 道路企画課)

21
22 ▼公害に関する紛争は、公害審査会において解決(あっせん・調停・仲裁)を図りま
23 す。(くらし・環境部 生活環境課)

24 25 26 ・小柱③生活排水対策の推進

27 ■現状と課題

- 28 ➤ 河川などの水質汚濁原因の多くは、生活排水に起因していると言われています。下水
29 道、集落排水及び合併処理浄化槽等の施設の整備状況を示す汚水処理人口普及率は、令
30 和 2元年度末に 82.982.2% (全国 92.191.7%) と、全国平均を下回っており、下水道や
31 合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進する必要があります。また、浄化槽
32 の法定検査の受検の徹底など、浄化槽の維持管理の適正化を促進する必要があります。

33 34 ■主な取組

35 ▼浄化槽の機能が正常に維持されているか確認する法定検査の受検促進に取り組みま
36 す。(くらし・環境部 生活環境課)

37
38 ▼静岡県生活排水処理長期計画やアクションプランに基づき、計画的な生活排水処理

1 施設の整備や老朽化が進んでいる設備等の改築・更新を推進します。(交通基盤部
2 生活排水課)

3
4 ▼下水汚泥の再生利用の促進とエネルギー利用の検討を進めます。(交通基盤部 生活
5 排水課)

6
7
8
9 (3) 大規模開発等における適切な環境保全措置と安全の確保

10 ・小柱①環境影響評価の実施について

11 ■現状と課題

12 ➤ リニア中央新幹線のトンネル工事に伴う、大井川の水資源や南アルプスの自然環境へ
13 の影響や森林を伐採する大規模な開発計画などによる災害の発生や生活環境の悪化が懸
14 念されており、環境の保全について適正な配慮がなされるように事業者を指導する必要
15 があります。

16
17 ■主な取組

18 ▼生活環境や多様な自然環境を保全するため、大規模開発事業等を行う事業者によっ
19 て、環境影響評価法、県条例等に基づき、環境の保全に関する適切な措置がなされ
20 るよう取り組みます。(くらし・環境部 生活環境課)

21
22 ▼大規模太陽光発電施設の設置に係る林地開発行為において地域の民意を反映するた
23 め、事業者が森林法に基づく許可申請を行う前に、事業計画に関する住民説明会の
24 開催等を法律上の要件とするなど、国に対し、住民との合意形成を図るための法改
25 正の検討を要望していきます。(経済産業部 森林保全課)

26
27 ▼大井川の水資源と南アルプスの生物多様性が適切に保全され、流域住民の理解が得
28 られるよう、事業が及ぼす影響を事業者と継続して対話を行い、確認、評価してい
29 きます。(くらし・環境部 環境局)

30
31
32 ・小柱②土砂埋立て等の適正化の推進

33 ■現状と課題

34 ➤ 2021年7月に熱海市伊豆山で発生した土石流災害では、甚大な被害が発生しました。
35 土石流による災害を教訓に、既に行われている盛土や今後行われる盛土等に対し、同様
36 の災害が発生しないよう適切な対策を推進する必要があります。

1 **■主な取組**

2 ▼土地の改変行為に伴う盛土などについて、法令等の基準に基づき適切に審査・指導・
3 是正措置等を行います。(交通基盤部 土地対策課)

4
5 ▼盛土行為の危険箇所について、市町や関係者と連携し、是正指導を行います。(交通
6 基盤部 土地対策課)

7
8 ▼土砂等の適正な処理を図るための総合的な法規制等の整備を国へ働きかけます。(交
9 通基盤部 土地対策課)

10
11 ▼県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、有害物質で汚染された土砂等が埋
12 立て等に使用されることのないようにします。(くらし・環境部 生活環境課)

4 自然共生社会の構築 ～人と自然との関係を見つめ直す～



本県は、南アルプス、富士山をはじめとする多様で豊かな自然環境のもと、農林水産業などの自然と共生した産業や文化が根付いており、本県の魅力を形成しています。しかし近年は、人口減少・少子高齢化や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会状況等により人と自然との関係が薄れつつあります。私たちの暮らしや経済活動が自然の恵みに支えられていることを再認識し、将来世代にわたって自然の恵みを享受できるよう、人と自然との関係を改めて見つめ直すことが重要です。

このため、生物多様性を育む豊かな自然環境の保全に加え、新たな森林空間の活用による、人と自然が気軽にふれあう機会の創出や関係人口の拡大につながる取組等を推進し、自然共生社会の構築に取り組んでいきます。

成果指標

| 指標名（単位） | 現状値 | 中間目標値 （2025年度） | 目標値 （2030年度） |
|---|---|---|-------------------|
| 県内の野生生物の絶滅種数（種） | 0種 （絶滅12種） （2020年度） | 0種 （絶滅12種） | 0種 （絶滅12種） |
| ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナー（南アルプスプロジェクト）の委嘱数（件） | 1件 （2020年度） | 累計10件 | 累計15件 |
| 伊豆・富士地域ニホンジカ推定生息頭数（頭） | 45,400 43,900 頭 （2020年度） | <u>7,000頭</u> <u>（2026年度）</u> 精査中 | <u>7,000頭</u> 精査中 |
| 森づくり県民大作戦参加者数（人） | 11,898人 （2020年度） | 毎年度 28,000人 | 毎年度 28,000人 |
| 地域の緑化活動団体数（団体） | 187団体 （2020年度） | 300団体 | <u>300団体</u> 精査中 |

施策展開

（1）生物多様性の確保

- ・小柱①希少種をはじめとする多様な野生動植物の保護

■現状と課題

- 県内では、1万種以上の動植物が確認されているが、地形が険しい場所等、未調査の

1 場所や生物群も多く、更なる調査が必要です。また生物多様性の保全に関わるフィール
2 ド研究者などの人材の減少・高齢化が懸念されており、次世代の核となる人材の育成が
3 必要です。本県の持つ豊かな生物多様性の魅力と保全の重要性に対する県民の認知度・
4 理解度を高めていく必要があります。

5 6 ■主な取組

7 ▼県民、企業、団体等への「ふじのくに生物多様性地域戦略」の普及・啓発を図り、
8 多様な野生動植物を育む豊かな自然環境の後世への継承に向けた自発的な取組を促
9 進します。(くらし・環境部 自然保護課)

10
11 ▼静岡県希少野生動植物保護条例に基づき希少種を指定し、捕獲・採取等を規制する
12 ほか、多様な主体による生息地等の保護回復事業を促進します。(くらし・環境部 自
13 然保護課)

14
15 ▼自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定締結による希少種や緑化等の保全対策
16 の確実な履行を開発行為者に求めることで、希少種の保護、回復に取り組みます。
17 (くらし・環境部 自然保護課)

18
19 ▼南アルプスにおける絶滅危惧種の調査を実施し、希少野生動植物保護条例に基づく
20 指定希少野生動植物に指定し、保護・回復を図ります。(くらし・環境部 自然保護
21 課)

22
23 ▼生態系の解明に向け、未発見の種を探索するための調査を実施します。(くらし・環
24 境部 自然保護課)

25
26 ▼静岡県レッドデータブックを活用し、県民の自然環境保全への関心と理解を深め、
27 自然保護意識の普及を図ります。(くらし・環境部 自然保護課)

28
29 ▼生物多様性の保全に寄与する世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の魅力に係る情報
30 発信や認知度向上に向けた取組を推進するとともに、生物多様性に係る継続的な現
31 地調査や伝統技術の調査分析を実施し、茶草場農法の茶の付加価値向上につなげて
32 いきます。(経済産業部 お茶振興課)

33
34 ▼富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、富士山
35 静岡空港に係る環境監視計画に基づき、保全対策(必要に応じて調査)を実施します。
36 (スポーツ・文化観光部 空港管理課)

37
38 ▼リニア中央新幹線の整備は、ユネスコエコパークに登録されている南アルプスの生

1 物多様性の保全についても懸念されることから、事業者に対してその保全を求めて
2 いきます。(くらし・環境部 環境局)

5 ・小柱②自然生態系に深刻な影響を及ぼす野生動植物の管理

6 ■現状と課題

- 7 ▶ 野生鳥獣による農作物被害や生態系への影響は、地域によって種別の被害状況が異な
8 っており、地域特性に応じたより細やかな対策を推進することが必要です。加えて、狩
9 猟者の減少、高齢化などの課題を踏まえ、担い手の育成や、ICT等の新たな技術の導
10 入による捕獲など捕獲体制の強化が必要です。また、生態系のバランス崩壊を招く特定
11 外来生物の適切な防除が必要です。

13 ■主な取組

14 ▼鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、伊豆・富土地域のニ
15 ホンジカなど、生態系への影響や農林業に被害を及ぼす野生動物の個体数調整や狩
16 猟規制の緩和などを実施します。(くらし・環境部 自然保護課)

17
18 ▼農林業者の狩猟免許取得の促進や、実技研修、育成研修の実施により、野生鳥獣捕
19 獲の担い手の育成に取り組みます。(くらし・環境部 自然保護課)

20
21 ▼鳥獣被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊員の資質向上や鳥獣被害対策アドバ
22 イザーの養成などにより、実施隊活動の充実を図るとともに、生息域等の把握によ
23 る効果的な捕獲活動への支援を実施します。(経済産業部 地域農業課)

24
25 ▼広域的な鳥獣被害対策が求められる地域において、市町間連携による被害防止対策
26 の体制づくりを支援します。(経済産業部 地域農業課)

27
28 ▼野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるととも
29 に、法令を遵守した安全な狩猟及び有害捕獲を促進します。(くらし・環境部 自然
30 保護課)

31
32 ▼鳥獣による農林水産物に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく「被
33 害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。(経済産
34 業部 地域農業課)

35
36 ▼静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会において、関係機関との情報共有化を図る
37 とともに、試験研究機関の開発した被害防止技術の普及啓発や鳥獣被害防止施設の
38 整備を促進します。(経済産業部 地域農業課)

1
2 ▼県が策定した「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン（ニホンジカ、
3 イノシシ）」に基づく食肉加工を推進するため、研修会を開催するとともに、イベン
4 ト等において消費者への普及啓発を実施します。（経済産業部 地域農業課）

5
6 ▼外来生物が県内の野生動植物の生息を脅かすことのないよう「入れない、捨てない、
7 拡げない」の外来生物3原則を普及・啓発します。（くらし・環境部 自然保護課）

8
9 ▼特定外来生物に関する発見情報を収集し、関係機関と連携して駆除するとともに、
10 適切な対応を県民に周知します。（くらし・環境部 自然保護課）

11 12 13 (2) 自然環境の保全

14 ・小柱①自然公園等の適正管理・利用促進

15 ■現状と課題

16 ➤ 県内には、自然公園が7箇所ありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、
17 自然公園などの豊かな自然環境への需要が高まっています。こうした現状を踏まえ、自
18 然公園の環境と利用状況を把握し、必要に応じて、区域・公園計画・保全計画の見直し
19 を進めるなど、適正な管理を行う必要があります。あわせて、安全で快適な自然公園の
20 利用を促進する必要があります。

21 22 ■主な取組

23 ▼自然公園・自然環境保全地域内の自然環境と利用状況を把握し、必要に応じて、区
24 域、公園計画・保全計画の見直しを進め、適正な管理を行います。（くらし・環境部
25 自然保護課）

26
27 ▼高山植物保護指導員、自然公園指導員、自然環境保全管理員の資質向上を図る研修
28 会を開催します。（くらし・環境部 自然保護課）

29
30 ▼富士箱根伊豆国立公園を中心に、安全で快適な自然公園の利用を促進します。（く
31 らし・環境部 自然保護課）

32 33 34 ・小柱②伊豆半島・富士山・南アルプス・浜名湖・駿河湾の保全

35 ■現状と課題

36 ➤ 県内の特徴的な地域として国内外からの注目が集まり、来訪者が増加する中、自然環
37 境の保全と持続可能な利用の視点の重要性が一層高まっていることを踏まえ、本県のも
38 つ豊かな生物多様性の魅力と保全の重要性に対する県民の認知度・理解度を高めていく

1 必要があります。

3 ■主な取組

4 ▼鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、伊豆・富土地域のニ
5 ホンジカなど、生態系への影響や農林業に被害を及ぼす野生動物の個体数調整や狩
6 猟規制の緩和などを実施します。(くらし・環境部 自然保護課)

7
8 ▼生物多様性からもたらされる様々な恵みを将来にわたって維持していくため、伊豆
9 半島、富士山、南アルプス、浜名湖、駿河湾など特徴的な地域の生物多様性を重点
10 的に守るとともに、生物多様性の保全の重要性や魅力について「思い」を共有し、
11 自らの行動・協働していく取組の輪を広げていきます。(くらし・環境部 自然保護
12 課)

13
14 ▼富士山の環境負荷の軽減や豊かな自然環境の回復・保全に向けた取組及び県民の自
15 然環境保全意識の高揚を図る取組として、ボランティア等との協働による清掃活動、
16 植生の保全、外来植物の防除及び除去を推進します。(くらし・環境部 自然保護課)

17
18 ▼登山シーズンの交通渋滞を解消し、富士山の自然環境の保全を図るため、一般車両
19 乗り入れ規制（マイカー規制）を実施します。(交通基盤部 道路企画課)

20
21 ▼南アルプスが有する貴重な高山植物をニホンジカの食害から守る防鹿柵の設置など
22 に取り組むとともに、現地に生息する高山植物や昆虫等の動植物調査などにより、
23 絶滅危惧種・希少種の保護・回復に取り組みます。(くらし・環境部 自然保護課)

24
25 ▼有識者等による特別講座をウェブ上で配信し、南アルプスに関する学びの場を創出
26 するとともに、南アルプスの自然環境と触れ合う機会を提供します。(くらし・環境
27 部 自然保護課)

28
29 ▼南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくため、「南アルプスを未来
30 につなぐ会」や、SNSを活用し、南アルプスの持つ場の魅力や情報を広く国内外
31 に発信します。(くらし・環境部 自然保護課)

32
33 ▼浜名湖流域で活動している環境保全団体等のネットワーク組織の連携強化を支援す
34 ることで、外来植物の除去や清掃活動等住民行動による浜名湖づくりを促進し、浜
35 名湖の環境保全を推進します。(くらし・環境部 自然保護課)

36
37 ▼種苗移植等による藻場造成や、漁業者等による母藻投入、植食性魚類や雑藻の駆除
38 等の活動支援により、藻場の回復を図ります。(経済産業部 水産振興課、水産資源

課)

▼駿河湾をはじめとする世界に誇るべき美しく豊かな静岡の海を未来に引き継いでいくため、「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」を中心に、様々な人々・企業・団体等の連携・協働による調査研究・情報発信・実践活動を推進します。(経済産業部 産業イノベーション推進課)

・小柱③豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観等

■現状と課題

➤ 本県を代表する富士山や伊豆半島等の広域景観の形成を推進するため、各地域において、県及び市町等で組織する広域景観協議会を開催し、関係市町等と連携して美しい景観づくりを進めています。また、公共空間の高質化や屋外広告物の適正化に取り組んでいます。美しい景観づくりを推進するためには、広域の取組をけん引し、県内市町との連携や県民の景観形成に関する意識の向上などを、今後も継続して図っていく必要があります。

■主な取組

▼複数の市町にまたがる広域景観形成を推進するため、広域景観協議会等を通じて市町と連携を図りながら、景観施策や屋外広告物の適正化を推進します。(交通基盤部 景観まちづくり課)

▼地域特性に応じた景観形成を推進するため、市町の景観計画策定等を働きかけ、専門家の派遣や研修の開催等により支援します。(交通基盤部 景観まちづくり課)

▼周囲の景観と調和した質の高い施設整備を推進していくことで、本県の美しい景観の磨き上げとともに、新しい生活様式を踏まえた観光地域づくりを推進します。(スポーツ・文化観光部 観光政策課)

▼魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図るため、地域の個性を生かした良好な景観やそれを支える活動等を、積極的に情報発信します。(交通基盤部 景観まちづくり課)

▼除草や流木の処理などによる水辺環境の改善とともに、身近なオープンスペースである河川や海岸等の水辺空間の環境整備による潤いや憩いの場の創出に取り組みます。(交通基盤部 河川海岸整備課)

▼良好な森林景観の形成と保全に寄与する間伐等の森林整備を促進します。(経済産業

2
3
4 ・小柱④森・里・川・海の保全

5 ■現状と課題

- 6 ▶ 森（里地・里山を含む）の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質は、海の生態系の
7 維持のために重要であり、本県の豊かな海の恵みを将来世代に継承するため、森・里・
8 川・海のつながりに関する科学的知見を踏まえた施策を推進する必要があります。
- 9 ▶ 里地・里山・里海では、長年にわたる人と自然の関わりを通じて、豊かな自然環境が
10 形成され維持されてきましたが、近年の人口減少・少子高齢化等により、人の手が入ら
11 なくなり、自然環境が損なわれるおそれが生じています。こうしたことを踏まえ、地域
12 住民等による保全活動や農山村振興などの様々な取組と連携しながら、里地・里山・里
13 海の保全活用を効果的に推進する必要があります。
- 14 ▶ 農業においても環境と調和した持続可能な農業生産の取組が求められることを踏まえ、
15 農業者による環境保全型農業の必要性の理解、実践するための技術的普及や消費者への
16 理解を促進することが必要です。また、水産資源の適正な管理や維持・増大に努め、持
17 続可能で自然と共生した水産業を推進することが必要です。

18
19 ■主な取組

- 20 ▼森（里地・里山を含む）の豊かな土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質と海の生
21 物生産との関係に関する科学的知見の充実を促進するとともにを踏まえ、森・里・
22 川・海のつながりとその保全の重要性について広く周知を図り、県民による保全活
23 動の実践を推進します。（くらし・環境部 環境政策課、経済産業部 水産資源課）
24
- 25 ▼森づくり団体の活性化のため、生物多様性の保全等に効果的な活動の知識、技術の
26 向上や、都市住民、企業との連携等を支援します。（くらし・環境部 環境ふれあい
27 課）
28
- 29 ▼県民の保全活動への理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携
30 と協働による森づくり県民大作戦を実施します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
31
- 32 ▼水源かん養、自然環境保全といった森林の公益的機能の維持・増進のため、間伐等
33 の適切な森林整備や森林の若返りを図る主伐・再造林の促進、森の力再生事業によ
34 る荒廃森林の再生整備、保安林の適正な配備・管理に取り組みます。（経済産業部 森
35 林計画課、森林整備課、森林保全課）
36
- 37 ▼県民との協働により、麻機遊水地や馬込川河口部などの湿地・干潟や湿地→篠原海
38 岸などの砂浜で、など多様な自然環境の保全・再生を促進します。（交通基盤部 河

1 川海岸整備課)

2
3 ▼農業・農村の多面的機能と持続性を確保するため、多様な関係者が連携し、地域資源の保全と活用を行う「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」や「美農里プロジェクト」等の地域ぐるみの活動を支援します。(経済産業部 農地保全課)

6
7 ▼自然環境の保全と再生のため、河川生物の遡上・降河を阻害しない魚道の設置や多自然型工法の採用、在来種による緑化等により、水と緑のネットワークの形成を推進します。(経済産業部 農地計画課)

10
11 ▼山村地域の住民が協働して行う里山林の継続的な保全管理や利用等の活動や、都市部との交流による「関係人口」の拡大の取組を促進します。(くらし・環境部 環境ふれあい課)

14
15 ▼環境と調和した農林水産業を実現するため、有機農業をはじめとした持続可能な農業の実践を推進するとともに、水産資源の適正管理や維持・増大に努めます。(経済産業部 地域農業課、水産資源課)

18
19 ▼農薬の適正使用や低リスク農薬への転換、天敵等を含む生態系の相互作用を活用する技術の導入を推進します。(経済産業部 地域農業課)

21
22 ▼肥料の適正使用や耕畜連携等による有機資源の活用を推進します。(経済産業部 地域農業課、畜産振興課)

24
25 ▼キンメダイやアサリ、サクラエビなどの水産物の資源管理制度の適正な運用や自主的管理の促進のため、ICTやビッグデータの利活用に関する研究を実施し、漁獲情報の集約などの新たな仕組みづくりや制度の改善に取り組みます。(経済産業部 水産振興課、水産資源課)

32 (3) 人と自然との共生

33 ・小柱①自然とのふれあいの推進

34 ■現状と課題

- 35 ➤ 新型コロナウイルス感染症拡大による行動制約により、身近な自然に触れ、心身がい
36 やされる環境への需要が高まっており、更なる自然ふれあい施設の利用促進を図るため、
37 安全確保を第一に、自然ふれあい施設の計画的な修繕、更新など、適切な整備を行うと
38 ともに、トイレや手洗いなどの衛生施設を充足する必要があります。また、身近な里地・

1 里山の継続的な保全管理や利用など、山村地域内の活動を支援しつつ、エコツーリズム
2 等の観光や、健康・教育など、様々な分野で森林空間に新たな利用を呼び込む取組を推
3 進し、山村地域と都市や企業が多様に関わる「関係人口」の拡大を図る必要があります。

4 5 ■主な取組

6 ▼県民が自然と直接ふれあう場や、体験学習、屋外活動の機会を提供するため、県有
7 自然ふれあい施設や静岡悠久の森の適正な管理・運営を行うとともに、指定管理者
8 等民間のアイデアを活用し、自然体験プログラムの充実を図ります。(くらし・環
9 境部 環境ふれあい課)

10
11 ▼県有自然ふれあい施設等を安全・安心な自然とのふれあいの場のモデルとするため、
12 感染症対策を含む、利用者の安全確保のための計画的な設備の修繕、更新を実施し
13 ます。(くらし・環境部 環境ふれあい課)

14
15 ▼県立青少年教育施設において、指定管理者等の持つノウハウを活用し、自然とふれ
16 あう学習の機会を拡大し、魅力ある事業の実施に努めます。(教育委員会 社会教育
17 課)

18
19 ▼新たな利用を呼び込むため、地域資源としての森林空間を、多様な主体が健康、観
20 光、教育等の視点で活用する「森林サービス産業」創出の取組を支援します。(くら
21 し・環境部 環境ふれあい課)

22
23 ▼富士山をはじめ代表とする自然といった本県の魅力ある観光資源を活用したアドベ
24 ンチャーツーリズムやグリーン・ツーリズム、サイクルツーリズムなどを推進し、
25 県内への来訪や滞在を促進します。(スポーツ・文化観光部 スポーツ政策課、観光
26 政策課、観光振興課)

27 28 29 ・小柱②県民と協働で進める森づくり

30 ■現状と課題

- 31 ➤ 森づくり団体は、メンバーの高齢化や、活動資金の不足など、自立した活動を継続す
32 る体制が十分ではないことを踏まえ、活動の持続、活性化のため、安全技術の向上、資
33 金の確保、都市住民や企業との連携強化、企業ニーズに応じたNPO等とのマッチング
34 など森づくり団体の活動基盤の強化を支援する必要があります。また、新型コロナウイルス
35 感染症の影響により活動に制約が生じており、ウィズ・アフターコロナに対応した
36 森づくり活動を推進する必要があります。

37 38 ■主な取組

1 ▼森づくり団体の活動の維持、活性化のため、安全技術の向上や、都市住民や企業と
2 の連携強化などを支援します。(くらし・環境部 環境ふれあい課)

3
4 ▼県民の森づくりへの理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携
5 と協働による森づくり県民大作戦を実施します。(くらし・環境部 環境ふれあい課)

6
7 ▼企業のCSR活動やCSV経営を森づくりにつなげるため、しずおか未来の森サポ
8 ーター制度への参画を働き掛けるとともに、企業と森林所有者やNPO団体等との
9 マッチングを支援します。(くらし・環境部 環境ふれあい課)

10
11 ▼自然環境や森林・林業への理解促進のため、自然と人をつなぐスキルを持つ人材(森
12 林環境教育指導者)を育成します。(くらし・環境部 環境ふれあい課)

14 15 ・小柱③緑化活動の促進

16 ■現状と課題

- 17 ➤ これまで地域の緑化活動を担ってきた緑化ボランティアの高齢化を踏まえ、今後花と
18 緑にあふれた暮らし空間を拡大していくためには、次の担い手育成と緑化活動を牽引す
19 るリーダーの育成が必要です。また地域緑化の一環としての園庭・校庭の芝生化を普及
20 していくためには、芝生の維持管理に多くの労力がかかり保育園・学校側の負担となっ
21 ていることを踏まえ、地域で芝生の維持管理方法を習得した人材の育成と支援体制の構
22 築が必要です。

23 24 ■主な取組

25 ▼地域の緑化活動を継続的に実施していくため、活動団体を支援します。(くらし・環
26 境部 環境ふれあい課)

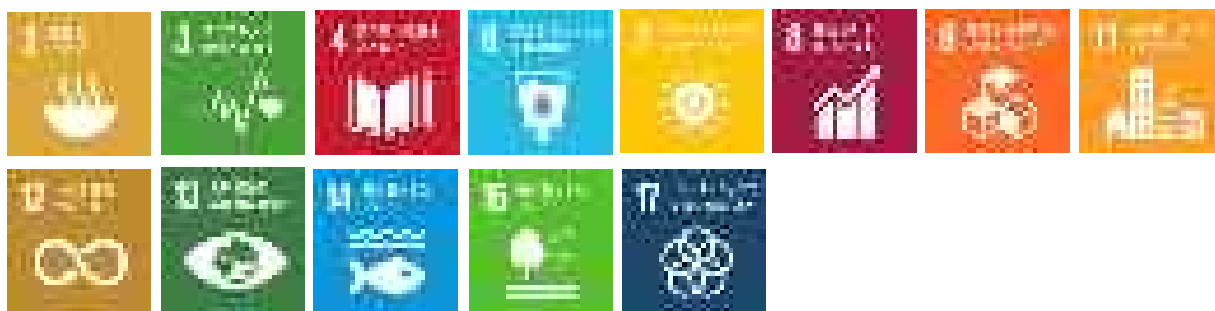
27
28 ▼緑化関係団体と連携し、緑化の専門的な技術・知識を備えた地域活動の核となる人
29 材を育成します。(くらし・環境部 環境ふれあい課)

30
31 ▼園庭・校庭の芝生化を促進していくため、県芝草研究所と(公財)静岡県グリーン
32 バンクにて継続的に技術的支援を行います。(くらし・環境部 環境ふれあい課)

33
34 ▼芝生の普及促進を図るため、芝生維持管理の省力化と用途に応じた芝種の選定に関
35 する研究を行います。(くらし・環境部 環境ふれあい課)

36
37 ▼地域に芝生を普及していくため、地域の芝生を管理できるボランティア等の人材育
38 成を図ります。(くらし・環境部 環境ふれあい課)

5 環境と調和した社会の基盤づくり ～全てに共通する施策～



持続可能な社会を実現していくためには、個別分野の取組を推進していくことはもちろんのこと、環境と経済の両立、ライフスタイルの変革、環境保全の担い手育成など、全ての分野に共通する取組の視点も重要です。加えて、環境に関する調査・研究は、科学的知見に基づいた施策立案や、技術革新の基盤であり、ひいては全ての環境施策の基盤となります。

このため、環境ビジネスやE S G金融の普及拡大、環境教育の推進、環境に関する調査・研究の充実を図り、環境と調和した社会の基盤づくりに取り組んでいきます。

成果指標

| 指標名（単位） | 現状値 | 中間目標値 （2025年度） | 目標値 （2030年度） |
|------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 新たに環境経営に関する制度に参加し取り組む事業者数（者） | 70者 （2020年度） | 毎年度 75者 | 毎年度 75者 |
| 環境保全活動を実践している若者世代の割合（%） | 77.4% （2021年度） | 78.0% | 80.0% |

（1）環境と経済の好循環の創出

・小柱①環境ビジネスの振興

■現状と課題

- 我が国の環境ビジネスの市場規模は拡大傾向にあり、環境と経済の好循環に向けた機運が高まりつつあることを踏まえ、環境ビジネスの発掘・育成や、優良事例の情報提供、制度融資等の支援体制の整備等を行い、環境ビジネスを促進する必要があります。

■主な取組

- ▼環境ビジネスやE S G金融の活用促進のため、環境ビジネス及びE S G金融に関するセミナーやビジネスプランのコンテストを実施します。（くらし・環境部 環境政策課）

▼環境ビジネスの振興のため、県内の優良事例を調査を行い、事例集としてまとめ、

1 広く情報発信を行います。(くらし・環境部 環境政策課)

2
3 ▼環境ビジネスへ新たに参入する事業者等に対し、研究開発から新製品開発、販路開
4 拓、資金繰り等の一環した支援を行います。(経済産業部 新産業集積課、経営支援
5 課、商工金融課)

6
7 ▼「静岡県環境物品等の調達~~の推進~~に関する基本方針」に基づき、環境に配慮した物
8 品の調達を県が率先して行います。(出納局 用度課)

9
10 ▼「静岡県リサイクル製品認定制度」の普及促進により、環境配慮型製品であるリサ
11 イクル認定製品の認定数の増加を図ります。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

14 ・小柱②E S G金融の普及拡大

15 ■現状と課題

- 16 ➤ 世界的にE S G金融が拡大しており、事業者の環境面の取組が積極的に評価されつつ
17 あることを踏まえ、県内において、更なるE S G金融の普及拡大を目指すため、金融機
18 関や経済団体等と連携し、事業者等に対するE S G金融に関する情報提供や、環境配慮
19 型経営の促進、県によるグリーンボンドの発行などを通じ、E S G金融の普及拡大に向
20 けた機運醸成を図る必要があります。

22 ■主な取組

23 ▼県有建築物のZ E B化や道路照明灯・信号機のL E D化等の脱炭素化事業を推進す
24 るため、グリーンボンド²⁰を発行します。(知事直轄組織 財政課)

25
26 ▼E S Gに関する金融機関の取組や、E S G金融を活用した企業の取組事例を紹介す
27 るセミナーを開催し、広く情報提供を行います。(くらし・環境部 環境政策課)

28
29 ▼県内の金融機関、経済団体、自治体からなる静岡県S D G s × E S G金融連絡協議
30 会との連携を図り、同協議会が行うE S Gの普及拡大につながる活動を支援します。
31 (くらし・環境部 環境政策課)

32
33 ▼県内企業に対して、企業の自主的な温室効果ガス削減の取組であるS B T、R E
34 1 0 0、R E Action などへの参加を促進するため、再生可能エネルギー由来電気
35 ~~-(R E 1 0 0)~~等に関する取組事例や国・自治体などの助成制度などの情報提供を行
36 います。(くらし・環境部 環境政策課)

²⁰企業や地方自治体などが、環境改善効果のあるプロジェクト（グリーンプロジェクト）に要する資金を調達するために発行する債券。

1
2 ▼中小企業の脱炭素経営の推進のため、支援員の活用により、省エネルギー機器導入
3 や環境マネジメントシステム導入の支援を行います。(くらし・環境部 環境政策課)
4

5 6 (2) 環境にやさしいライフスタイルの実践

7 ・小柱①県民運動の展開

8 ■現状と課題

- 9 ➤ 私たちは気がつかないうちに地球環境に多くの影響を与えています。そのため、日々
10 のライフスタイルを見直し、具体的な行動を起こすきっかけとなる各種県民運動を展開
11 する必要があります。

12 13 ■主な取組

14 ▼県民に、環境に配慮したライフスタイルへの変容を促し、具体的な行動を起こす機
15 会を提供するため、SNSの活用やイベントの開催など、環境保全のための各種県
16 民運動を展開します。(くらし・環境部 環境政策課)
17

18 ▼家庭部門の温室効果ガス排出削減に寄与する、県民の脱炭素型ライフスタイルへの
19 転換のため、企業、市町、NPOなどとの連携により、県民運動ふじのくにCOO
20 Lチャレンジ「クルポ」の取組の充実を図ります。(くらし・環境部 環境政策課)
21

22 ▼使い捨てプラスチックを使用しないことの使用自粛や海岸・河川の清掃活動への参
23 加など、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける「静岡県海洋プラスチックごみ防止6
24 R県民運動」を展開します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)
25

26 ▼県民の森づくりへの理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携
27 と協働による森づくり県民大作戦を実施します。(くらし・環境部 環境ふれあい課)
28

29 ▼10月の「木使い推進月間」を中心に、木造化・木質化した建築物などの見学会やセ
30 ミナーを開催するなど、「しずおか木使い県民運動」を推進します。(経済産業部 林
31 業振興課)
32
33

34 ・小柱②環境保全への行動変容を促す情報発信

35 ■現状と課題

- 36 ➤ 県政インターネットモニターアンケートの結果によると、過去と比較し、県民の環境
37 保全に対する意識は着実に高まりつつありますが、さらに県民意識を高め、行動変容を
38 促すため、環境保全活動等の情報について、SNS等を活用し、幅広い世代に効果的か

1 つ、分かりやすい情報発信を行う必要があります。

3 ■主な取組

4 ▼SNS等を積極的に活用し、幅広い年代へ効果的かつわかりやすく情報発信を行いま
5 ます。(くらし・環境部 環境政策課)

7 ▼県民に対し、広く県内の環境の状況や施策の実施状況の情報提供を行うため、写真
8 や図等によりわかりやすく記載した環境白書を発行します。(くらし・環境部 環境
9 政策課)

11 ▼人が幸せになるエシカル消費²¹を推進するため、様々な消費行動や取組について、
12 啓発サイト「プラス・エシカル」をはじめとする多様な広報ツールを活用した情報
13 提供や、消費者・事業者双方に向けた普及啓発を行います。(くらし・環境部 県民
14 生活課)

16 ▼県内各地に設置している大気環境測定局で測定したデータをリアルタイムに県ホー
17 ムページで公表するとともに、光化学オキシダントが高濃度になった緊急時や、P
18 M2.5の濃度が国の暫定指針値を超えると予測される際には、注意報の発令等に
19 より、県民への注意喚起を行います。(くらし・環境部 生活環境課)

21 ▼化学物質に関して、事業者から住民への情報開示や意見交換等を通じ、相互理解を
22 深めるリスクコミュニケーションへの取組を推進します。(くらし・環境部 生活環
23 境課)

27 (3) 環境保全の担い手育成

28 ・小柱①環境教育の推進

29 ■現状と課題

- 30 ➤ 環境問題は、人間の社会経済活動がもたらす環境への負荷に起因しています。環境を
31 保全し、持続可能な社会を構築するためには、県民一人一人が、自らの生活が環境に与
32 える影響を意識し、環境に優しい生活を実践できるよう、環境教育、環境学習を推進し、
33 環境保全の担い手を育成していく必要があります。
- 34 ➤ 環境に優しい生活を実践している県民の割合は8割超と高い水準で推移していますが、
35 若者世代では相対的に低い割合となっています。本県の恵み豊かな環境を保全し、将来
36 世代に継承していくため、若者に対する環境教育を継続し、行動変容を促していくこと

21 人や社会・環境に配慮した消費行動。エシカル消費には、フェアトレード商品、授産品、地場産品、環境認証ラベルのついた商品、リサイクル商品の購入のほか、食品ロスの削減など様々な消費行動が含まれる。

1 が必要です。また、環境教育においては、若者の理解を促進し、学びを深めるため、地
2 域に根ざした体験活動を推進するとともに、環境課題は時代に応じて変化していくため、
3 環境教育の内容や方法を、時代に応じ変化する環境課題を踏まえ、適宜見直していくこ
4 とが必要です。

5 6 ■主な取組

7 ▼環境保全活動を実践している割合が低い若者世代を中心として、県民の環境意識の
8 向上のため、環境作文コンクールや環境学習情報の発信等、普及啓発に取り組みま
9 す。(くらし・環境部 環境政策課)

10
11 ▼環境に関する月間や週間において、様々なイベントやコンクールを通じて環境教育
12 に取り組みます。(くらし・環境部 環境政策課)

13
14 ▼県民が自然と直接ふれあう場や体験学習の機会を提供するため、県有自然ふれあい
15 施設や静岡悠久の森の適正な管理・運営を行うとともに、森林を活用した持続可能
16 な社会づくりの学び(森林E S D) の視点から行うや多様なライフスタイル・ライ
17 フスタイルに向けた自然体験プログラムの充実を図ります。(くらし・環境部 環境
18 ふれあい課)

19
20 ▼小中学校及び高等学校に対して、「持続可能な開発のための教育(E S D)」に関す
21 る国の施策等を周知し、学校における環境教育の推進に努めます。(教育委員会 義
22 務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

23
24 ▼特別支援学校では、自然に親しむ学習や地域の自然を生かした学習、自然環境の保
25 全を目的とした学習等を授業に取り入れます。(教育委員会 特別支援教育課)

26
27 ▼社会や理科を始めとする各教科での環境学習に加え、SDG s、環境保全を題材と
28 した探究活動や自然体験学習など学校における環境教育の充実を図ります。(教育委
29 員会 義務教育課、高校教育課)

30
31 ▼水資源や水循環の重要性を啓発周知するため、小中学生を対象とした「水の出前講
32 座」や「水の週間記念作文コンクール」を実施します。(くらし・環境部 水利用課)

33
34 ▼県民が様々な環境学習会等に参加できる機会を創出するため、「環境学習フェスティ
35 バル」を実施します。(くらし・環境部 環境政策課)

36
37 ▼若年層の環境意識の向上を図るため、若者が参加する意見交換会などを実施します。
38 (くらし・環境部 環境政策課)

・小柱②環境教育指導者の養成

■現状と課題

- 子供たちが体験活動等を通じて、身近な環境問題を学校や地域等で学ぶことができるよう、県では、環境分野の知識や指導方法を習得した指導者を登録し、その情報を公開しています。県民の環境学習の機会の増大や様々なニーズへの対応を図っていくためには、新たな人材の確保や、指導者の指導力向上のための支援を行うとともに、指導者の活用促進を図っていく必要があります。

■主な取組

- ▼県民の環境学習機会の拡大や多様な環境学習ニーズに対応していくため、指導者の登録制度（環境学習指導員）の周知や、登録済指導者へのフォローアップ講座実施等による指導力向上支援に取り組みます。（くらし・環境部 環境政策課）
- ▼環境学習のコーディネートや助言等を行う環境学習コーディネーターや、環境学習指導員の登録情報を県ホームページで発信し、環境学習機会の拡大を図ります。（くらし・環境部 環境政策課）
- ▼自然環境や森林・林業への理解促進のため、自然と人をつなぐスキルを持つ人材（森林環境教育指導者）を育成します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- ▼緑化関係団体と連携し、緑化の専門的な技術・知識を備えた地域活動の核となる人材を育成します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）

・小柱③ネットワークづくり

■現状と課題

- 県内では、企業、NPO、社会教育施設、環境学習指導者のグループ、行政等様々な主体が環境教育に取り組んでいます。地域の特性を生かした多様な環境学習の機会の充実や取組の更なる広がりを図るため、環境教育を担う多様な主体によるネットワークを構築し、各主体による協働取組を促進していくことが必要です。

■主な取組

- ▼環境学習の機会拡大や充実のため、企業、NPO、指導者のグループなど、多様な主体によるネットワークを構築し、効率的な情報提供に努めるとともに、協働取組を促進します。（くらし・環境部 環境政策課）

1 ▼環境教育ネットワーク推進会議や環境学習フェスティバルの開催を通じ、環境教育
2 に取り組む多様な主体の連携を推進します。(くらし・環境部 環境政策課)

3 (4) 課題解決の基盤となる調査・研究の推進

4 ・小柱①イノベーションを促進する「研究開発」

5 ■現状と課題

- 6 ▶ 脱炭素化に伴う自動車の電動化への対応などの課題に直面する県内産業の技術革新を
7 促進するため、新たな価値を創造するオープンイノベーションによる研究開発を推進す
8 る必要があります。

9 ■主な取組

10 ▼脱炭素化等の社会課題に対応する技術革新を促進するため、新成長戦略研究の実施
11 など、新たな価値を創造するオープンイノベーションによる研究開発を推進します。
12 (経済産業部 産業イノベーション推進課)

13 ▼温暖化による農林産物への影響を軽減する耐暑性品種の育成や、施設園芸における
14 ヒートポンプの活用等の省エネルギー栽培技術の開発を進めます。また、温暖化に
15 対応した超晩成温州みかんの栽培、貯蔵技術の開発を進めます。(経済産業部 産業
16 イノベーション推進課、農林技術研究所)

17 ▼水田や茶園などの農地土壌への緑肥、堆肥、バイオ炭等の施用による温室効果ガス
18 排出削減に関する研究や、成長が早くCO₂の吸収効率量が多いの高い早生樹等の用
19 途別の樹種選定や及び更新・育林技術の開発と、県産材を活用した新たな木製品の
20 開発によるを行い、CO₂の長期固定に貢献します。(経済産業部 産業イノベーシ
21 ョン推進課、農林技術研究所)

22 ▼二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出抑制や、臭気などの畜産に係る環境
23 問題を解決する技術を開発するなど、持続可能な畜産を推進します。(経済産業部
24 産業イノベーション推進課、畜産技術研究所)

25 ▼炭素の固定・貯留にも貢献する藻場(藻類)の機能・現存資源量評価と藻場を構成
26 する海藻の増養殖技術開発を行います。(経済産業部 産業イノベーション推進課、
27 水産・海洋技術研究所)

28 ▼バイオマス素材、CNF等の素材の開発や、利活用を促進する新技術の開発を行いま
29 す。(経済産業部 産業イノベーション推進課、工業技術研究所)

30 ▼豊富で良質な地下水等を活かして、未利用エネルギー活用に関する研究等を行い、
31 脱炭素化を含めた持続可能な社会の実現に貢献します。(経済産業部 産業イノベー

1 ション推進課、環境衛生科学研究所)

2

3

4 ・小柱②安全・安心な県民生活に貢献する「調査研究」

5 ■現状と課題

6 ▶ 地球温暖化に伴う気候変動や海水温上昇、新たな感染症の発生など、県民生活を脅か
7 す様々な環境の変化に対応するため、継続的な調査や蓄積したデータの分析を行う必要
8 があります。

9

10 ■主な取組

11 ▼地球温暖化に伴う気候変動など、県民生活を脅かす様々な環境変化に対応するため、
12 継続的な調査研究を実施します。(経済産業部 産業イノベーション推進課)

13

14 ▼地球温暖化モニタリング等の緩和・適応に関する調査研究を行います。(経済産業部、
15 産業イノベーション推進課、環境衛生科学研究所)

16

17 ▼**新興新たな**感染症、食中毒、化学物質による健康被害、環境汚染等に対して、的確
18 かつ迅速に対応する試験検査方法の開発等を行い、試験検査を行うとともに、事業
19 者への技術支援等により、県民の健康と生活環境の維持・向上を図ります。(経済産
20 業部 産業イノベーション推進課、環境衛生科学研究所)

21

第6章 計画の推進

1 各主体に求められる役割

本計画の推進に当たっては、県民、各種団体、事業者、行政のそれぞれが、環境の現状について正しい認識を持つとともに、環境の保全に向け、担う役割を理解して、それぞれの立場に応じた自主的かつ積極的な取組が求められます。

(1) 県民の役割

日々の生活が身近な環境から地球環境まで様々な影響を与えていることを十分に理解し、省エネ~~ルギー~~の徹底やごみの削減、自然体験活動への参加など、地域の環境、さらには地球環境に配慮した自主的な行動に積極的に取り組むことが期待されます。

(2) 各種団体の役割

それぞれの団体が持つ専門的な知識や技術等を活かし、行政や個人では対応できないきめ細やかで柔軟な活動を行うことが期待されます。加えて、県民、事業者、行政等との調整役を担い、各主体と連携・協働した取組を推進していくことも期待されます。

(3) 事業者の役割

あらゆる事業活動において、法令遵守の徹底はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、生産工程や流通過程からの環境負荷の低減など、製品やサービスのバリューチェーン全体を見渡した取組を自主的、積極的に取り組むことが期待されます。また、事業活動において、環境・社会・企業統治の3つの観点に配慮し、環境問題の解決を事業として取り組むとともに、環境保全のための新たな技術開発、環境に配慮した製品の製造・販売、環境関連サービスの提供等を新たなビジネスチャンスと捉え、環境と経済の好循環の実現に向けた役割を果たすことが期待されます。

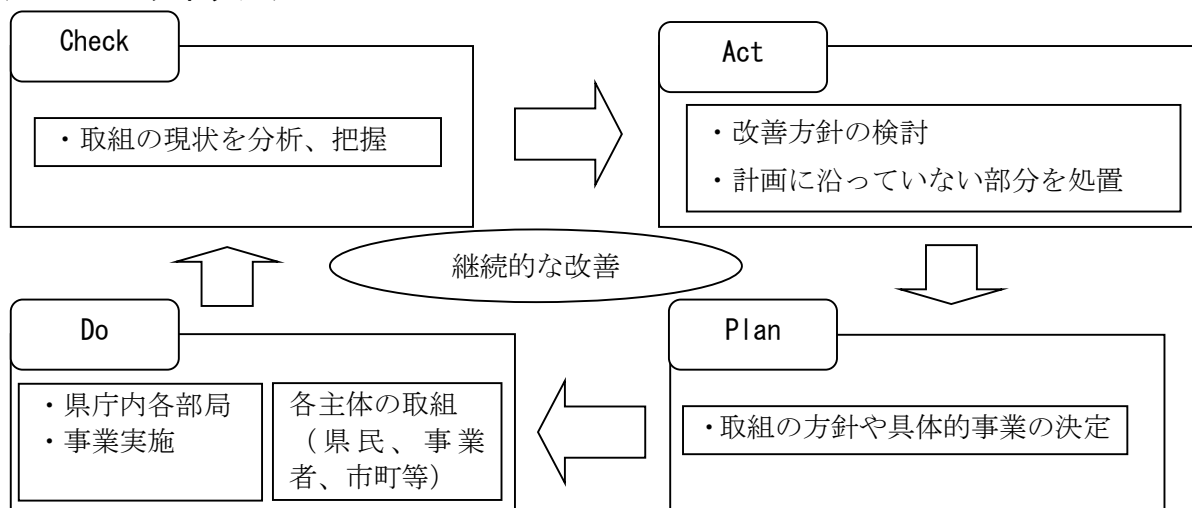
(4) 行政の役割

本計画に基づき、施策を総合的・計画的に推進するとともに、物品購入時における環境配慮、公共施設での環境配慮など、率先して環境への負荷の少ない行動を実践します。また、県民、各種団体、事業者等の各主体が環境活動を適切に行えるよう、各主体間のネットワークづくりを進めるとともに、環境に関する正確な情報発信が求められます。

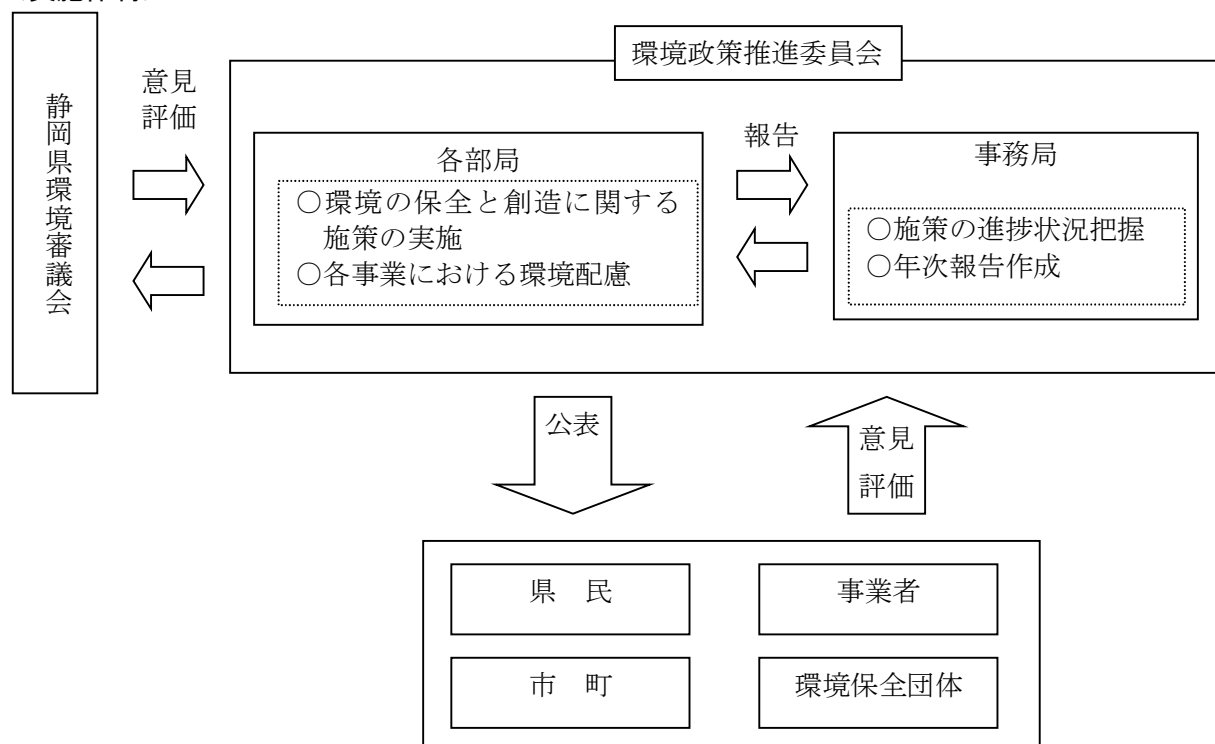
2 計画の推進体制

本計画の実効性を確保するため、数値目標を活用し、継続的な進行管理を行います。その際、現状分析が不十分な状態で立案・実行することを防ぐため、現状分析（Check）、改善方針の決定（Act）、具体的な施策の立案（Plan）、施策の実施（Do）によるCAPDサイクルで改善を図りながら取組を推進します。なお、環境基本計画と静岡県総合計画の進捗管理指標の多くが重複しており、一体的に推進していく必要があることから、原則として、環境基本計画の指標は静岡県総合計画の数値目標と整合を図ります。

<CAPDサイクル>



<実施体制>



1
2
3
4
5
6

第4次静岡県環境基本計画 活動指標一覧

「活動指標」は施策の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標であり、計画期間中に実施・到達すべき「目標値」を設定しています。

1 脱炭素社会の構築

| 指標名 (単位) | 現状値 | 中間目標値 (2025年度) | 目標値 (2030年度) |
|---|------------------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 省エネルギー診断実施回数 (回) | 累計 260 回 (2017-2020年度) | 累計 280 回 (2022-2025年度) | 累計 350 回以上 (2026-2030年度)精 査中 |
| 事業所の省エネルギー化に関するセミナー等参加者数 (人) | 平均 138 人 (2017-2020年度) | 毎年度 200 人 | 毎年度 200 人 |
| 住宅の省エネルギー化に関するセミナー等参加者数 (人) | 158 人 (2020年度) | 毎年度 400 人 | 毎年度 400 人 |
| 電気自動車充電器設置数 (基) | 970 基 (2020年度) | 1,200 基精査中 | 5,000 基精査中 |
| 渋滞対策実施率 (%、箇所数) | 72.7% (40 箇所) (2020年度) | 100% (55 箇所) | 100% (55 箇所) |
| 道路照明等のLED化率 (基数) | 17% (1,455 基) (2020年度) | 100% (8,572 基) | 100% (8,572 基) |
| ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」アクション数 (件) | 159,518 件/年 (2020年度) | 360,000 件/年 | 800,000 件/年 |
| 太陽光発電導入量 (万kW) | 210.7 万kW (2019年度) | 285.0 万kW精査 中 | 334.3 万kW精査 中 |
| バイオマス発電導入量 (万kW) | 5 万kW (2019年度) | 24.6 万kW精査 中 | 26.0 万kW精査中 |
| 中小水力発電導入量 (万kW) | 1.3 万kW | 1.4 万kW精査中 | 1.4 万kW精査中 |
| 水素ステーション設置数 (基) | 3 基 (2020年度) | 10 基精査中 | 15 基精査中 |
| 静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会において、技術開発に取り組むワーキンググループ数 (件) | 8 件 (2020年度) | 13 件 | 13 件精査中 |
| エネルギー関連機器・部品製品化支援件数 (件) | 累計 9 件 (2018-2020年度) | 累計 12 件 (2022-2025年度) | 累計 15 件 (2026-2030年度)精 |

| | | | |
|---|------------------------------------|---|---|
| | | | 査中 |
| 次世代自動車分野における試作品開発等支援件数（件） | 累計 38 件 (2019-2020 年度) | 累計 84 件 (2022-2025 年度) | 累計 84 件 <u>(2022-2025 年度)精査中</u> |
| ふじのくに CNF プロジェクトにおける試作品開発等支援件数（件） | 累計 19 件 (2018-2020 年度) | 累計 28 件 (2022-2025 年度) | 累計 28 件 <u>(2022-2025 年度)精査中</u> |
| 森林の二酸化炭素吸収量を確保する間伐面積（ha） | 8,408 ha (2020 年度) | 毎年度 9,990 ha | 毎年度 9,990 ha (2025 年度) |
| 再造林面積（ha） | 236172 ha (2020 年度) | 毎年度 500 ha | 毎年度 500 ha (2025 年度) |
| 公共部門の県産材利用量（m ³ ） | 21,170 m ³ (2020 年度) | 毎年度 22,000 21,000 m ³ | 毎年度 22,000 21,000 m ³ (2025 年度) |
| 木質バイオマス（チップ）用材生産量（万 m ³ ） | 5.7 万 m ³ (2020 年) | 毎年 10 万 m ³ | 毎年 10 万 m ³ (2025 年度) |
| 住宅や建築物で利用される品質の確かな県産材製品（JAS 製品等）の供給量（万 m ³ ） | 9.7 万 m ³ (2020 年度) | 11 万 m ³ | 11 万 m ³ (2025 年度) |

1

2 2 循環型社会の構築

| 指標名（単位） | 現状値 | 中間目標値 (2025 年度) | 目標値 (2030 年度) |
|--|--------------------|--------------------|------------------|
| 食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減に取り組む市町数（市町） | 0 市町 (2020 年度) | 35 市町 | 35 市町 |
| 海洋プラスチックごみ防止 6 R 県民運動の清掃活動の延べ参加者数（万人） | 18 万人 (2020 年度) | 毎年度 50 万人 | 毎年度 50 万人 |
| 市町や事業者に対する研修会やセミナー等の開催回数（回） | 15 回 (2020 年度) | 毎年度 15 回 | 毎年度 15 回 |
| 県内一斉不法投棄防止統一パトロール（年 2 回）の延べ参加者数（人） | 293 人 (2020 年度) | 毎年度 700 人 | 毎年度 700 人 |
| プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集のた | 0 市町 (2020 年度) | 35 市町 | 35 市町 |

| | | | |
|--|------------------|---------------|---------------|
| めの基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講じた市町数（市町） | | | |
| 県が実施するサーキュラーエコノミーにつながる啓発講座の参加者数（人） | 561人 (2020年度) | 毎年度 4,500人 | 毎年度 4,500人 |

1

2 3 良好な生活環境の確保

| 指標名（単位） | 現状値 | 中間目標値 (2025年度) | 目標値 (2030年度) |
|------------------------------|---|-------------------|-----------------|
| 水の出前教室実施回数（回） | 140回 (2020年度) | 毎年度 140回 | 毎年度 140回 |
| 地下水位の観測箇所数（箇所） | 148箇所 (2020年度) | 153箇所 | 153箇所 |
| 農業水利施設更新整備の事業化箇所数（箇所） | 22箇所 (2020年度) | 82箇所 | 82箇所 |
| 水質汚濁防止法特定事業場への立入検査の実施回数（事業所） | 380事業所 (2020年度) | 380事業所 | 380事業所 |
| 浄化槽法定検査受検率（%） | 22.4% (2019年度) | 34.4% | 44.4% |
| 大気環境測定局の有効測定局数（局） | 81局 (2020年度) | 94局 | 94局 |
| 汚水処理人口普及率（%） | 82.982.2% (2020 2019年度) | 88.1% | 91.8% |
| 水道法水質基準不適合事案の件数（件） | 3件 | 0件 | 0件 |

3

4 4 自然共生社会の構築

| 指標名（単位） | 現状値 | 中間目標値 (2025年度) | 目標値 (2030年度) |
|---|------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 一定規模以上の開発行為に伴う自然環境保全協定締結率（%） | 100% (2020年度) | 毎年度 100% | 毎年度 100% |
| 南アルプスにおける希少野生動植物保護条例の指定により保護される野生動植物の数（種） | 6種 (2020年度) | 累計18種 | <u>累計18種</u> <u>(2025年度) 精査中</u> |
| ボランティア等との協働による富士 | 平均13,841人 | 18,000人 | 18,000人 |

| | | | |
|--|---------------------------------------|-----------|-----------|
| 山の自然環境保全活動等参加者数 (人) | (2018-2020 年度) | | |
| ボランティア等との協働による浜名湖の自然環境保全活動等参加者数 (人) | 平均 13,342 人 (2018-2020 年度) | 18,000 人 | 18,000 人 |
| 南アルプスユーチューブ動画の閲覧回数 (回) | 38,625 回 (2020 年度) | 100,000 回 | 200,000 回 |
| 南アルプスサポーター数 (人) | 560 人 (2020 年度) | 3,190 人 | 5,000 人 |
| 伊豆・富士地域ニホンジカの管理捕獲の目標頭数達成率 (%) | 100% (2020 年度) | 100% | 100% |
| 自然ふれあい施設における自然体験プログラム実施回数 (回) | 平均 182 回 (2018-2020 年度) | 180 回 | 180 回 |
| しずおか未来の森サポーター企業数 (社) | 累計 134 社 (2020 年度) | 累計 144 社 | 累計 154 社 |
| 森林環境教育指導者養成人数 (養成講座修了者数) (人) | 累計 51 人 (2020 年度) | 累計 150 人 | 累計 150 人 |
| 緑化コーディネーター養成講座修了者数 (人) | 累計 141341 人 (2020 年度まで) | 累計 390 人 | 累計 390 人 |
| 芝生文化創造プロジェクトで芝生化した園庭・校庭数 (箇所) | 64 箇所 (2020 年度) | 96 箇所 | 96 箇所 |

1

2 5 環境と調和した社会の基盤づくり

| 指標名 (単位) | 現状値 | 中間目標値 (2025 年度) | 目標値 (2030 年度) |
|--|--------------------------|--------------------|------------------|
| SDGs・ESGセミナーへの参加者数 (人) | 165 人 (2021 年度) | 毎年度 170 人 | 毎年度 170 人 |
| ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」アクション数 (件) 【再掲】 | 159,518 件/年 (2020 年度) | 360,000 件/年 | 800,000 件/年 |
| 海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の清掃活動の延べ参加者数 (万人) 【再掲】 | 18 万人 (2020 年度) | 50 万人 | 50 万人 |
| 県が、SNS、動画を活用して環境教育に関する情報発信を行った回数 (回) | 34 回 (2020 年度) | 毎年度 40 回 | 毎年度 40 回 |
| 新成長戦略研究の実用化割合 (%) | 77.8% (2020 年度) | 80.0% | 80.0% |

3